

## 内閣参事官の公募について

平成 30 年 5 月 18 日

内閣官房内閣総務官室

各府省の高い能力と意欲を持った職員を出身府省の壁を越え適材適所での登用を図るため、霞が関全体での公募により、内閣官房の重要政策課題を担当する内閣参事官への登用を行うものとする。

### 1. 公募するポスト

内閣参事官（課長級） 3 名

- ・東京オリンピック・パラリンピック競技大会推進本部事務局参事官 2 名  
（医療体制の整備・暑さ対策：1 名、輸送・CIQ：1 名）
- ・健康・医療戦略室参事官 1 名

### 2. 応募資格・任期

応募資格：各府省の職員（室長級・課長補佐級も応募可。職種・年齢不問）  
任 期：原則 2 年間（任期終了後は出身府省に復帰）

### 3. 公募手続

応募者は、各府省の人事担当課を經由して応募するものとし、内閣官房において、書類選考、面接等を実施の上、候補者を決定。

### 4. スケジュール

公募開始：5 月 18 日（金）

応募締切：6 月 8 日（金）

※公募ポストの業務内容等は別紙のとおり。

【本件問合せ先】  
内閣官房内閣総務官室  
職員公募担当  
TEL. 03-5253-2111

# 内閣参事官の公募について

## 趣 旨

優秀で高い能力を有する職員を出身府省の壁を越え、適材適所での登用を図るため、内閣官房の参事官ポストについて、オール霞が関での公募を実施

## 公募ポスト

内閣参事官(課長級)3名

- ・東京オリンピック・パラリンピック競技大会推進本部事務局参事官 2名  
(医療体制の整備・暑さ対策:1名、輸送・CIQ:1名)
- ・健康・医療戦略室参事官 1名

## 応募資格・任期

応募資格：各府省の職員(室長級・課長補佐級も応募可。職種・年齢不問)  
任 期：原則2年(任期終了後は出身府省に復帰)

## 選考手続

内閣官房において書類選考、面接等を実施の上、候補者を決定

## スケジュール

公募開始:5月18日(金) 応募締切:6月8日(金)

## 内閣参事官の公募について

平成30年5月18日  
内閣官房内閣総務官室

優秀で高い能力を有する職員を出身府省の壁を超え、適材適所での登用を図るため、内閣官房の参事官ポストについて、オール霞が関での公募による登用を行うものとする。

### 1 公募する職員

内閣参事官（課長級） 3名

- ・東京オリンピック・パラリンピック競技大会推進本部事務局参事官 2名  
（医療体制の整備・暑さ対策：1名、輸送・CIQ：1名）
- ・健康・医療戦略室参事官 1名

### 2 職務内容

別紙1及び別紙2のとおり

### 3 任期等

任期は原則として2年間とする。

任期終了後は原則として出身府省に復帰するものとする。

### 4 応募資格

各府省の職員

- ・課長級職員に加え、室長級、課長補佐級の職員の応募も可能とする。
- ・職種、年齢は問わない。

### 5 応募及び選考の手順

- (1) 応募者は、所属する各府省の人事担当課を通じて、6月8日（金）までに内閣総務官室あて応募するものとする。
- (2) 応募の際には、略歴（写真添付）及び応募理由（様式自由）を提出すること。
- (3) 内閣官房において書類選考及び面接の上候補者を決定する。

## 【別紙 1】

### 公募する内閣参事官（東京オリンピック・パラリンピック競技大会推進本部事務局参事官）の職務内容

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を世界中の多くの人々が夢と希望を分かち合い、歴史に残る大会とするとともに、自信を失いかけてきた日本を再興し、成熟社会における先進的な取組を世界に示す契機とすることが求められている。このため、政府では、平成27年11月に閣議決定した「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」に基づき、大会の円滑な準備及び運営に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図っている。大会まであと2年となる中で、大会準備について詳細を確定させていく必要があり、このような認識の下、関係省庁、組織委員会、東京都等関係機関と連携して、以下の業務に取り組み、円滑な大会準備へ貢献する。

#### 1 医療体制の整備・暑さ対策（1名）

- (1) 外国人患者の受入環境の整備、感染症対策等大会に向けた医療体制の整備を進める。
- (2) 本年3月に閣議決定した健康増進法の一部を改正する法律案に関する2020年大会に係る対応や、平成27年9月に「東京2020に向けたアスリート・観客の暑さ対策に係る関係省庁等連絡会議」が策定した「中間取りまとめ」を踏まえた対策の推進について、関係行政機関等との調整業務を行う。

#### 2 輸送・CIQ（1名）

- (1) アスリートや観客等の円滑な輸送のため、交通総量を抑制する諸対策を推進するとともに、外国人の受入れのための対策の推進等大会に向けた輸送・CIQに関する体制の整備を進める。
- (2) 「2020交通輸送円滑化推進会議」及び「出入国に関する関係省庁等連絡会議」における検討を踏まえた諸対策の推進について、関係行政機関等との調整業務を行う。

(求められる能力)

- ・ 企画・立案能力
- ・ 総合調整能力
- ・ チャレンジ精神及びポジティブで柔軟な発想

## 【別紙 2】

### 公募する内閣参事官（健康・医療戦略室参事官）の職務内容

医療・健康分野の各種データ等を活用し、医薬品等の研究開発等を推進すべく、これらのデータを安全かつ円滑に収集・管理する機関の設置等を規定する次世代医療基盤法（医療分野の研究開発の推進に資する匿名加工医療情報に関する法律（平成 29 年法律第 28 号））が施行となったことを受け、以下の業務に取り組む。

#### 1 次世代医療基盤法の円滑な施行・運用

次世代医療基盤法の円滑かつ着実な運用を確保し、利活用の成果を早期かつ確実に生み出していくため、同法に基づく匿名加工医療情報作成事業者等の認定・監督業務を推進し、国民や医療機関等の医療情報取扱事業者、匿名加工医療情報の利活用主体となり得る医療機関、大学等の研究機関、地方自治体、製薬企業等の民間企業等への周知啓発に取り組む。

#### 2 次世代医療基盤法の施行に伴う新たな施策の企画・立案

次世代医療基盤法において、匿名加工医療情報の利活用推進、医療情報等の規格の整備、種々のデータベース間の連携・協力、研究開発、人材育成等が、国が講ずべき措置とされており、こうした制度の設計に係る司令塔として、企画・立案を行う。

#### 3 関係府省・団体等との総合調整

上述の次世代医療基盤法の施行・運用や新たな施策の企画・立案に当たり、個人情報保護、医療分野の研究開発、医療・健康分野の行政（医療等 ID、データヘルスケア計画等）、健康サービス産業の育成、情報通信技術の利活用、情報セキュリティ対策等の面で、関係府省や医療関係団体等の関係者との調整・連携を行う。

（求められる能力）

- ・ 企画・立案能力
- ・ 総合調整能力
- ・ 未来志向で柔軟な発想